

下限面積の設定について

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内（北海道の場合2ヘクタール）で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを告示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになっています。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することになっています。

これにより、今年度の下限面積の設定は、下記の理由により今までどおり、2ヘクタールとなりました。

（1）農地法施行規則第17条第1項の適用について

説明：2015農林業センサスで、管内の農家において2ヘクタール未満の農地を耕作している農家が全農家数の26.4%のため。

（2）農地法施行規則第17条第2項の適用について

説明：管内の耕作放棄地が1%未満のため。